

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 株式会社設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業前の者が株式会社を設立する場合には、登録免許税の減免※を受けることが可能です。登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※ 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免（最低税額15万円の場合は7.5万円の減免）となります。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、創業前の者であることが支援対象の要件となりますので、以下の①又は②に該当する者は登録免許税の減免を受けることができません。

① 創業を行った個人（創業後5年未満の者であっても対象となりません。）

※ 法人の経営者を含む。

② 個人事業主の法人成り（証明書の交付時点では創業前の者であって株式会社設立までに事業を開始した者を含む。）

(3) 本市（区町村）が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援※を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※ 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。

(3) 本市（区町村）が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。